

「様式 1-3」の申請に必要な書類

この「様式 1-3」の申請書は、「買主が譲渡後に耐震リフォームまたは取壊しする場合」の申請書になります。

1. 被相続人居住用家屋等確認申請書（様式 1-3）

- ※ 必要事項をすべて記入済みの申請書を提出。
- ※ 相続人が複数の場合、代表者を定めて同時に申請をすることも可能です。
- ※ 換価分割の場合は、全ての相続人が申請をする必要があります。

取得先	➤ 申請者がお住いの市区町村ホームページから様式をダウンロード ➤ お住いの市区町村の担当部署の窓口に出向き様式を受領。
-----	--

2. 被相続人の住民票（除票）（コピー不可）

- ※ 相続発生日以降に取得したもの。
- ※ 個人番号（マイナンバー）は省略もしくは黒塗りしてください。
- ※ 老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に移転した方は、戸籍の附票が必要。

取得先	➤ 我孫子市役所 市民課 ➤ 各行政サービスセンター
-----	--

3. 相続人の住民票（コピー不可）

- ※ 申請書の提出日から逆算して3か月以内に発行されたもの。
- ※ 申請書の提出日時点でお住いの市町村で取得したもの。
- ※ 個人番号（マイナンバー）は省略もしくは黒塗りしてください。
- ※ 相続発生日もしくは老人ホーム入所後から2回以上転居している方は、戸籍の附票も必要。
- ※ 相続人が複数いる場合、相続人全員分の住民票が必要。
- ※ 換価分割の場合、相続人全員分の住民票が必要。

取得先	➤ 相続人がお住いの市区町村で住民票の写しを交付している部署 ※部署名は、市民課、区民課など名称は異なります
-----	---

4. 敷地等の売買契約書の写し

- ※ 売買契約書の条文を含めて確認をするため契約書一式の写しを提出。
- ※ 売買契約書は、相続人と買主で締結したものが必要。
- ※ 換価分割の場合は、遺産分割協議書の写し等を提出。

取得先	➤ 宅地建物取引業者など
-----	--------------

5. 敷地等の登記事項証明書

- ※ 敷地等（土地）登記事項証明書を提出。

取得先	➤ 法務局
-----	-------

6. 家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は、対象家屋を取り壊した場合は、

次の①又は②のいずれか

① 家屋が耐震基準に適合となった場合

- ※ 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し及び工事請負契約書の写し及び工事費用の請求書や領収書等を提出。

取得先	➤ 工事業業者など
-----	-----------

② 対象家屋を取り壊した場合

対象家屋（家屋）の閉鎖事項証明書及びその敷地（土地）の登記事項証明書等を提出。

- ※ 家屋（建物）の取り壊し後、除去又は滅失日が記載されたものを取得し提出。
- ※ 対象家屋（建物）が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等（その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの）
- ※ 敷地等（土地）登記事項証明書を提出。

取得先	➤ 法務局
-----	-------

7. 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類又は、宅建業者が「現況空家」

と表示した広告

- ※ 当該家屋の所在地と使用中止日の記載があるものを提出。
- ※ 「水道」の使用中止日については、「我孫子市水道局（電話：04-7184-0111）」に依頼していただければ、取得することができます。

取得先	➤ 電力会社 ➤ 我孫子市水道局 ➤ ガス会社
-----	---

- ※ 宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示している広告チラシや、ホームページに掲載されている当該家屋の情報が確認できる部分を印刷したもの等。

取得先	➤ 宅地建物取引業者など
-----	--

8. 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、次の書類を提出。

- ※ **被相続人が老人ホーム等の住所に住民票を移動させずに、入所していた場合は、①から⑤の書類の提出は不要です。**
「2. 被相続人の住民票（除票）（コピー不可）」を提出することとなります。

① 要介護、要支援認定等を受けていたことを証する書類

- ※ 被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること。

【一例】 介護保険被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し、要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等の受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録など

取得先	➤ 被相続人がお住いだった市区町村の担当部署。 （例）高齢者支援課、障害者支援課など
-----	--

② 施設入所時の契約書等の写し

※ 契約書等の写しは、被相続人が入所していた施設等と締結したものの写しを提出。

取得先	➤ 入所していた施設など
-----	--------------

③ 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類

※ 契約名義（支払人）が被相続人であれば、「6. 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類」と同様に提出が必要。

取得先	➤ 電力会社 ➤ 我孫子市水道局 ➤ ガス会社
-----	-------------------------------

④ 外出、外泊等の記録の写し

※ 外出、外泊時に対象家屋を利用していたことの記録（写し）が必要。

取得先	➤ 入所していた施設など
-----	--------------

⑤ その他

※ 被相続人が対象家屋を一定使用しており、かつ、他の用途に使用していないこと」の要件を容易に認めることができる書類

【一例】 対象家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物など